

平成 25 年度からの継続分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) ケースワーカーの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) ケースワーカーの対応

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 25 年 12 月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例 15 条(5)では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。

オンブズマンが調査を開始するにあたっては、その前提として、苦情申立ての趣旨を特定する必要があるところ、申立人がオンブズマンとの面談を希望された場合には、その内容を踏まえたうえで、苦情申立ての趣旨を特定することとなります。

今回の場合、申立人はオンブズマンとの面談を希望するとのことでしたので、こちらから再三にわたってご連絡差し上げましたが、ご返事がいただけないまま既に4ヶ月が経過いたしました。

このように申立人からの協力が得られない結果、苦情申立ての趣旨が特定できない場合には、オンブズマンは調査をすることができません。

したがって、本件苦情申立ては、上記の「調査が相当でないと認められるとき」に該当し、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、再度苦情申立てをすることは可能ですので、その際は改めて苦情申立てをしていただけたらと思います。